

# 利用者から見たADRへの期待

—事例紹介を中心に—

2002年11月15日

富士通(株)

法務・知的財産権本部長

常務理事 山地克郎

A large, stylized graphic on the right side of the slide, composed of several overlapping, light green circular and oval shapes that create a sense of motion and depth.

# 利用者から見たADRの特質 (1)

	利点	欠点
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・訴訟手続になじまない紛争の解決 例: 将来のライセンスのロイヤリティ額</li><li>・紛争の一部のみの解決 例: 特許クレーム解釈のみの争い</li><li>・紛争の、より大きなビジネスの枠組みでの解決</li></ul>	
仲裁人 調停人	<ul style="list-style-type: none"><li>・当事者間の合意で専門家選定可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・仲裁/調停合意が必要</li><li>・適切な専門家がない /不明の場合あり</li></ul>

# 利用者から見たADRの特質 (2)

	利点	欠点
手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数国での紛争を一回のADRで解決可能</li><li>・非公開</li><li>・一般的に迅速</li><li>・一般的に安価</li><li>・判決に比べ、他国での承認・執行が容易(ニューヨーク条約)</li><li>・調停の場合、いつでも調停前の紛争状態に復帰可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・先例未公開→予測困難</li><li>・仲裁人(調停人)の裁量が大きいため不測の事態も</li></ul>

# IP紛争とADRの相性

IP紛争の特質	対応するADRの利点
・ビジネス紛争 ・訴訟手続になじまない紛争もある 例:将来のライセンスのロイヤリティ額	・法規範のみにとらわれない 柔軟な解決が可能
・秘密情報が関係するケースが多い	・非公開のため、裁判に比べ、 秘密情報を開示しやすい
・高度な技術的専門知識が必要 ・技術問題について双方に言い分	・専門家による判断 ・オール・オア・ナッシング以外の 柔軟解決可
・寿命が短いIP → 早期紛争解決が必要 例: ライフサイクルが短い製品の商標	・一般的に迅速
・紛争が複数国に跨がるケース	・一つの手続で全紛争を解決可

# ADRの利用

---

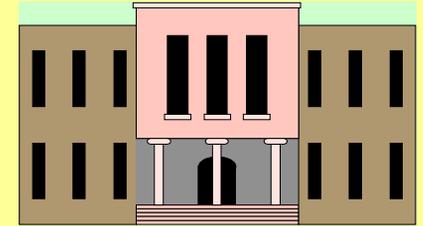
- ・ライセンス契約中で合意されたADRによる紛争解決条項に従って実施
- ・紛争発生後(契約不存在)のADR
  - 例) ・裁判所の命令による調停
  - ・特許庁の判定制度  
(一方的申立が可能／ADRのツール)

# 富士通のADR経験

## ケース 1 (調停)

電子デバイスに関する特許の侵害訴訟

裁判地: 米国バージニア東部地区連邦地裁



- ◆ タイミング                      ディスカバリ前
- ◆ 調停に到る経緯              裁判所の打診により、両当事者が補助裁判官 (Magistrate Judge) による調停に合意。

- 和解成立**
- ◆ 調停前から両者はお互いのポジションにある程度の理解あり。
  - ◆ 訴訟費用を大幅に低減。

# 富士通のADR経験

## ケース 2 (調停)

磁気ディスク装置に関する特許の侵害訴訟  
裁判地：米国カリフォルニア北部地区連邦地裁



- ◆ タイミング                      ディスカバリ前
- ◆ 調停に到る経緯                裁判所規則中にADR実施の検討義務があり、検討の結果、両当事者が選定した弁護士による調停に合意。

### 和解成立

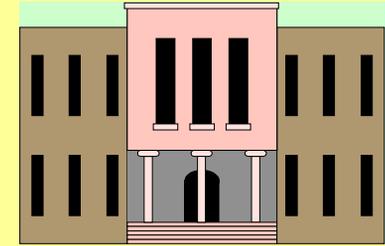
- ◆ 別訴訟での被告と原告との和解を成立させた調停人の起用が奏功。
- ◆ 訴訟費用を大幅に低減。

# 富士通のADR経験

## ケース 3 (調停)

### トレードシークレットに関する訴訟

裁判地: ニューヨーク南部地区連邦地裁



◆ タイミング

ディスカバリ前

◆ 調停に到る経緯

裁判所規則により、強制的な調停を実施。  
両当事者の協議で調停人として弁護士を選定。

**和解不成立**

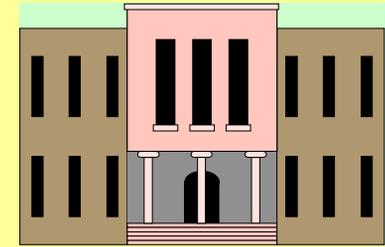
◆ 両当事者は和解を志向せず。

# 富士通のADR経験

## ケース 4 (和解会議)

### PDPに関する特許の侵害訴訟

裁判地: 米国国際貿易委員会 (ITC)



◆ タイミング

調査手続の初期段階

◆ 和解会議に到る経緯

判事の命令により、強制的に当事者のみによる和解会議を実施。

**和解不成立**

◆ 両当事者は和解を志向せず。

# 富士通のADR経験

## ケース 5 (裁定)

### ドメインネームに関する訴訟

裁定機関：NAF (National Arbitration Forum: 全米仲裁協会)



- ◆ 当社製品の製品名を一部使用したポルノサイトのドメインネームの登録者へ抗議
- ◆ 登録者がドメインネーム使用を中止しないため、裁定申請(02.8.29)

# 富士通のADR経験

## ドメインネーム紛争における裁定制度の創設の背景

紛争の特徴	裁定制度
一つの紛争が複数国に跨ることが多い	一つのフォーラムで一挙に解決
早急な紛争解決が必要	迅速
安価な登録料に比して、侵害された場合の損害および訴訟費用が大	安価

## UDRP規則の特徴

- ・ドメイン登録者は登録時に裁定手続きによる紛争解決に同意
- ・いつでも訴訟提起可(ただし、裁定後10日以内に訴訟提起しない場合は、ドメイン抹消あるいは移転の裁定が実施される)
- ・申立から裁定までの期間が短い(55日[裁定人1人の場合])

UDRP = Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy

# 富士通のADR経験

## ADR規則の評価(1)

- ・ 訴訟の早期段階において当事者がADRの可能性を検討する義務
  - ➡ 和解交渉のきっかけ作りに利用できる場合もある
  - ➡ 当事者双方の立場に相互理解がないと利用価値なし
- ・ 裁判官の裁量や規則による強制的なADRの実施
  - ➡ 当事者が全く和解を望んでいない状況では効果なし

# 富士通のADR経験

## ADR規則の評価(2)

### ・多様なADRのオプション

- 仲裁、調停（裁判官あるいは中立第三者による）
- 中立第三者による早期の評価
- 補助裁判官による和解会議
  - ➡ 状況に応じた方法の選択が可能
  - ➡ 受訴裁判官以外の者によるADRは訴訟への影響を懸念する必要がない
  - ➡ 仲裁人・調停人の経験や技量が結果を左右

# 日本におけるADR(1)

## ◆ 裁判所外ADRの現状

- ・漠然としたADRへの不安
- ・実績/認知度が少ない
- ・信頼性が不十分

## ◆ 現状の解決

- ・法曹・政府・民間ADR機関によるADRのPR・実績作り
- ・仲裁人・調停人の教育・訓練
- ・利用活性化のための環境整備
  - 仲裁・調停開始に時効中断効を付与
  - 裁判所外の調停による和解に執行力を付与
  - 裁判所による裁判所外ADRへの付託
  - 仲裁人・調停人の守秘義務に関する法的根拠を付与

# 日本におけるADR(2)

## ◆ 裁判所内ADRの問題点

- ・受訴裁判官が調停主任を兼任

当事者は裁判への影響を考え、

→ 妥協しにくい

→ 調停・付調停終了を申し出にくい

- ・情報の分離が不明確になることへの不安

## ◆ 問題の解決

- ・受訴裁判官以外の者による和解・調停

(受訴裁判官による和解・調停の効率性より重要)

- ・知的財産専門調停の拡充・実績作り

  
**FUJITSU**

